

食品に関するリスクコミュニケーション
～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～
議事録

平成 25 年 1 月 22 日
東京会場（財団法人全電通労働会館）

食品安全委員会
厚生労働省
消費者庁

○司会（食品安全委員会・篠原） お待たせいたしました。ただいまから「～食品に関するリスクコミュニケーション～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会」を開催いたします。

本日司会を務めます、食品安全委員会事務局のリスクコミュニケーション官をしております篠原です。よろしくお願いいたします。

初めに、お配りしてある資料についてです。1枚目の次第の下のように配付資料一覧が記載されてございますので、足りない資料がございましたら、近くの係の者にお申し出ください。

初めに、この説明会の開催の趣旨とこれまでの経緯について御説明をさせていただきます。資料は「はじめに」とついていきます資料でございます。

（PP）

牛海綿状脳症（BSE）につきましては御存じのこととは思いますが、改めて確認をさせていただきます。

BSEは牛の病気の一つでございます。BSEプリオンと呼ばれる病原体が主に脳に蓄積して、脳の組織がスポンジ状となり、最終的には死亡すると考えられている病気でございます。

この病気が牛の間で広まりましたのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられております。

BSEに感染しますと、BSEプリオンが牛の脳、脊髄、回腸などに蓄積をするということでもあります。

人への影響ということでは、人にも孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病といったプリオン病がございますが、1995年に英国で変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病というのが初めて確認されております。vCJDと申しますが、これはBSEとの関連性が示唆されているということでもあります。

（PP）

BSEの対策ということでは、飼料の規制などの生産段階での規制、と畜、販売の各段階における規制がとられておりまして、食の安全性を確保しております。

(PP)

各国で各種対策がとられる中で、BSEの発生頭数の推移ということでございますが、1992年をピークといたしまして、発生頭数は激減をしておる状況でございます。

(PP)

「BSE対策の見直し」ということで資料を1枚入れさせていただいておりますが、日本あるいは海外で、飼料に牛の脳や脊髄などの組織をまぜないといった規制が行われることによりまして、先ほど見ましたとおり、世界中でBSEの発生は激減しておりまして、BSEリスクは大きく低下したと言えます。

日本の対策開始の平成13年から10年が経過しておりますので、これを機にこれまでの対策の内容、国際的な状況、最新の科学的知見を踏まえて、国内の検疫体制、輸入条件といった対策全般の再評価を実施したということでございます。

(PP)

「見直しのプロセス」でございます。

見直しに当たりましては、食品安全委員会で行いましたリスク評価、厚生労働省で行っております管理の見直しということで、そのプロセスを記載させていただいておりますので、経過につきましては後ほど御確認いただければと思います。

(PP)

こちらは、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションといいます3つの要素によりまして、食品の安全を守る仕組みであるリスク分析の評価機関と管理機関の機能分担の関係を、イメージとして示したものでございますので、御参考としていただければと思います。

(PP)

「本日の進め方」でございます。

本日の説明会におきましては、まず、食品安全委員会の姫田より牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について。

続きまして、厚生労働省の道野よりBSE対策の見直しについて。それぞれ約30分の説明をさせていただきます。

休憩をはさみまして、本日の説明者と農林水産省の担当者に加わっていただきまして、会場の皆様からの質疑についてお答えをしていきたいと考えております。

事前にいただいております御質問につきましては、できる限り説明の中で触れられるように参考とさせていただきます。ただ、時間の都合上全ての御質問にあらかじめお答えすることが難しい場合がございます。説明内容に含まれていないものがございましたら、恐れ入りますが質疑応答の時間に御質問をいただければと思います。

閉会は16時を予定しております。

議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これから説明に移ってまいります。

初めに「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について」、食品安全委員会事務局局長、姫田尚より御説明をいたします。

○姫田（食品安全委員会） 御紹介いただきました姫田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私ども食品安全委員会は、先ほどのパネルにもありましたように、リスク評価をしている機関でございます。

今回の牛海綿状脳症対策の見直しについては、厚生労働省から諮問を受けて、プリオン小委員会の科学者、あるいは親委員会の食品安全委員会で検討した結果、評価結果を返した次第でございます。その内容について御説明いたします。

（PP）

まず、少しお話ししますと「牛海綿状脳症（BSE）とは」ということでございます。

これは先ほど篠原のほうから説明いたしましたように、BSEの感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因として考えられております。

英国での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の患者が1995年に確認されております。それまでは牛の病気と言われておりましたけれども、この時点で牛から人へうつる病気になっております。

世界中で約200人ぐらいの人が亡くなっております。我が国では1人確認されておりますが、ただ、この方はイギリス滞在時に感染したという考え方が有力と言われております。

（PP）

プリオンとは何だろうということなのですが、いわゆるウイルスとかと違いました、増殖するわけではないわけです。あらかじめ人の体、あるいは牛の体の中に正常なプリオンがあります。それが異常プリオンを体の中に入れることによって、正常プリオンが異常プリオンに接触することによって、異常プリオンに変化する。これは化学的変化ではなくて、プリオンの物理的な構造が変わってしまうと言われております。ですから、それで接触することによってどんどんと正常プリオンが異常プリオンになっていく病気です。

（PP）

ではBSEだけなのかというと、具体的には、例えば人の場合ですと孤発性のCJD、これは大体人口100万人に1人の割合で発症しております。原因は孤発性ということで、何かからうつるということではなくて、突然起こると言われております。これが多分我が国で一番多い人のプリオン病です。

それから、遺伝性のプリオン病ということで、家族性のCJDが確認されています。

1つ飛ばしまして、硬膜移植後のCJDということで、輸入硬膜を使ってCJD患者の硬膜がたまたままじっていたもので、乾燥硬膜が我が国で輸入されて、あるいはほかの国でもそうですけれども、手術を受けた患者に伝播した。これは過去の病気になっております。

それから、クールーといってパプアニューギニアで人の脳を食べることによってうつったものもございます。

先ほど飛ばしました変異型CJDというのが、今回我々が問題にしている変異型クロイツフェルト・ヤコブ病で、牛の脳などの特定危険部位を人が食べることによって感染するものだと言われております。全世界でこれまで227人の方が亡くなって、このうち176人が英国人ということで、ほかのプリオン病と違って非常に発症年齢が若いということが特徴とされております。

(PP)

今回、先ほども篠原からお話ししたように、10年間対策が打たれて、我が国で最初に発生したのが平成13年9月10日でした。そのときに発症して、平成13年10月から対策を打ち始めたわけなのですが、それを踏まえて一昨年、食品安全委員会に厚生労働省から諮問されています。ちょうどその時期から10年たったということだったので、見直しをしようとなったわけです。

まず一つは国内措置、国境措置、それ以降ということでございますが、国内措置について、今まで検査対象を20カ月齢以上としていたものを30カ月齢超えにした場合にどうなるかということ。

それから、特定危険部位はOIEの基準に合わせてということですが、OIEというのは国際獣疫事務局とっていわゆる家畜の疾病の国際機関でございます。頭と脊髄、脊柱については現行全ての月齢を除いておりますけれども、それを30カ月齢超えにした場合のリスクを比較してくれということ。

同じように国境措置についても、米国、カナダについては今まで20カ月齢以下のものを輸入することになっておりましたが、それを30カ月齢以下にした場合。

あるいはフランス、オランダについて、今まで輸入を停止しておりましたが、それをアメリカ、カナダと同じようにした場合はどうなるかということ。

SRMの範囲は国内と同じようにした場合はどうなるかということを諮問されております。

これが終わった後に、国際的な基準を踏まえて、特定危険部位ではなく検査月齢の規制

閾値をさらに30カ月齢を超えて上げた場合にどのぐらいのリスクがあるかを評価してくれと諮問がありました。

今回、上の黄色に囲ったところまでが昨年10月に答申したところでございます。

(PP)

これは先ほど篠原から説明いたしましたので、飛ばします。

(PP)

具体的には、2012年の段階で12頭ということで、そのうちイギリスを除くヨーロッパで9頭、イギリスでも1頭となっております。こういう状況になっていて、ブラジルでも昨年非定型のものが発生しているということです。

(PP)

これは牛の出生年齢別に見たということで、先ほどの発症が確認された年でございます。実はBSEの場合、潜伏期間が平均約6年とか長いものですから、実際に感染したものはもっと前の状況ということで、こういうデータとなっております。

(PP)

BSEについては、食べてから一旦回腸遠位部に確認されて、30カ月齢を超えたあたりから先ほどSRMと言っていた脳とか脊髄の中に実際にあらわれてくる。実際は30カ月ではなくて40カ月を超えたあたりからあらわれてくると言われております。

この後もう一回御説明いたしますが、発症するのが大体最低でも46カ月以降ということでございますので、実際に感染した時期と確認される時期が非常にずれてくる特徴を持った病気です。

今回は日本を含めて5つの国についてのリスク評価をしましたので、まずその状況をお話しします。確認されたのではなくて、それぞれの出生年月、いつ患畜が生まれたかを見ますと、日本ですと1992年に生まれたものが2例あります。それから、95年、96年に13頭ぐらい。1999年～2002年の間に21頭生まれております。その後2003年以降に生まれたものについては発症が確認されておりません。

(PP)

これを表にしますと、これが実際に確認された年です。それを斜め軸でたどっていきま
すと、生まれた年がわかります。ですから、大体この時期に生まれた、この時期に生まれ
たというものがこういう集団として存在したということではないかと思います。

(PP)

これが同じようにアメリカです。アメリカは4頭が確認されておりますが、1992年生ま
れ、96年生まれ、2001年生まれの3頭は非定型のBSEです。1997年、アメリカで確認さ
れた1例目ですが、これはカナダからの輸入牛ということで、この4頭が確認されてお
ります。

(PP)

カナダについては、こういう形で2004年に生まれたのが最終ということです。

(PP)

フランスについては、2000年に赤で囲っているところで飼料規制を強化したところで、
それ以降に2頭、2004年に1頭確認されております。

(PP)

オランダについては2000年に飼料規制を強化して、2001年に確認されたものが最後にな
っております。

(PP)

これらについて、トータルで評価対象の5つの国で、2004年9月以降に生まれたものに
ついてはBSE感染牛が確認されていないということ。

飼料規制とその効果ということで、日本とフランス、オランダの5頭を除いたら、飼料
規制後には感染牛は確認されていないということです。飼料規制が非常にBSEの発生抑制
に効果があったと考えられております。

(PP)

この後、私どもの評価として、今の有病率、どのぐらいの感染があったのか。

それから、各国のリスク管理の状況。

そして、実際に感染試験等を行った科学的知見。

あるいはサーベイランスが各国でどのように行われているか。

今、言ったのと違って非定型のBSE、肉骨粉を食べてうつるものとは考えられない新しいものがありますが、これについて。

牛と人との間の種間バリア。

こういう観点からのリスク評価をしておりますので、これについてこの後説明してまいります。

(PP)

先ほどお話ししたように、まず、牛が肉骨粉を食べて、腸のパイエル小板というところから入っていきます。最初に回腸や扁桃に出てきますが、最終的には脳、背根神経節に出てきます。

大体プリオンの体内分布としては、特定危険部位全てを合わせると、脳が62.5%、背根神経節が3.6%、脊髄が24.0%、回腸が9.6%、99%以上がこの特定危険部位にあります。それ以外がどこかと言われると十分確認されていないというのが現在の状況でございます。

(PP)

5カ国におけるSRMの食肉処理についてということで、特定危険部位を食肉から除いてしまうことによって基本的には人の発症リスクを極端に下げることができます。これが基本的な食品安全上の処理でございます。

ですから、それぞれの国できちっと規定危険部位は取られていると考えられます。

(PP)

まず、特定危険部位の定義は同じかということですが、カナダを除きますと5カ国とも特定危険部位の定義はOIEに準拠した内容でございます。

5カ国とも特定危険部位を食肉から除去すること。

ピッシング、と畜するときに脳に銃等で打撃を与えますが、その時点では牛は失神して

いる状態なので、その後放血していくわけです。そうすると牛が暴れるので、暴れると作業者が危険だからということで、脳に針金を刺して運動をとめる作業を従来しておりました。これをすることによって、脳の細胞が破壊されて血流中に乗る。そうすると筋肉中に入るのではないかとということで、OIEの基準でピッシングは禁止するべきと言われております。ピッシングは全ての国で禁止されている状況でございます。

特定危険部位の範囲について、具体的に見ていただいたらおわかりですが、日本は今までは全月齢ということだったのですが、それぞれ頭部、脊髄、回腸。

米国にしても30カ月齢以上ですが、同じです。

カナダについては扁桃が30カ月齢以上になっております。

EUも基本的にそれぞれの国の書き方に合わせておりますが、カナダの扁桃を除いて基本的にはOIE基準に全て合致している状況でございます。

(PP)

具体的に牛の感染実験、どのぐらいの牛がどのぐらい食べればいつごろ発症するのかを実験しております。

2つの実験なのですが、具体的には1 mg～100gの患畜の脳を牛に投与した実験でございます。大体投与された牛は4カ月～6カ月ぐらいです。かなりたくさん投与すると早い時期に発症しています。30カ月齢超えで発症している。

一方で、投与量が少ないと発症がおくることがわかってきております。

具体的には、イギリスの野外での発生状況が45カ月ぐらいから70カ月齢ぐらいで発症されているので、患畜になったものは一般的には大体100mgから1 gぐらいのプリオンを食べたのではないかと考えられます。

(PP)

もう一つは、BSEのプリオンの感染実験ということで、そういうことを考えて、BSE感染牛の脳幹100gまたは1 gを実際に経口投与して、BSEが発生した場合にどのぐらいの潜伏期間があるのかをやっております。

上2つが100gを経口投与した場合で、32カ月あるいは30カ月から発症している。

もう一方で、一般的にこのぐらいだろうと言われている1gを経口投与した場合は、44カ月が発症の最初でございます。

(PP)

このときの具体的な数字ですが、3カ月で6頭と畜しましたけれども、確認されていない。6カ月、9カ月、12カ月、18カ月とずっと6頭ずつと畜していきました。42カ月までは確認されなかったが、44カ月で1頭症状が出たということで、緊急にと畜したら1頭確認された。

あとはずっとこういう形で、51カ月とか66カ月とか72カ月とかで確認されているという状況なので、42カ月までは潜伏期間ということで発症していない、あるいは、これは発症していないものを確認しておりますから、検査しても確認されないことがわかっております。

(PP)

牛の感染実験のまとめとしては、ここに書いてあるように、野外での感染牛の平均的な潜伏期間は大体5.5年ぐらいであって、先ほど申し上げたように大体100mg～1gぐらいを食べているのだろう。

1gを経口投与された牛の脳には、投与後44カ月齢以降で検出されたけれども42カ月目までは不検出だったということで、大体4カ月の牛に投与していると考えて、46カ月相当以上までは確認されないだろうということが実験結果のまとめでございます。

(PP)

もう一つ、日本で21カ月齢のBSE陽性牛があったではないかと言われる方がいらっしゃいます。これについては、牛海綿状脳症の正式名は牛伝達性海綿状脳症ということで、伝達性がなかったら本来この病気ではありません。これについてかなりプリオンの蓄積量が少なかったことを踏まえて、実際に牛よりもプリオンの感受性が高いタイプの遺伝子組換えをしたマウスを使って脳内接種試験をしました。これを2代につないでやってみ

ましたが、発症しなかったということで、感染の伝達性は認められなかったということなので、21カ月齢のBSE陽性牛については、牛への伝達性がないだろう。牛にうつらないのだから当然種間バリアがありますので人にもうつらないと考えた次第でございます。

(PP)

そうということで、平均潜伏期間は5年～5.5年ぐらいかかりますので、先ほど申し上げた46カ月齢まで幾ら検査しても検出は不可能だろう。

では、検出が不可能だからといって感染しているではないかということなのですが、検出が不可能な程度のプリオン量であれば、人が食べても種間バリア、あるいは閾値から考えてリスクが非常に低いと考えております。

(PP)

「各国のサーベイランスの状況」ということで、見ていただいたらわかりかと思えます。特に皆さん方で、アメリカ、カナダについて少ないではないかとおっしゃる方がいらっしゃいます。ただ、アメリカ、カナダについてはOIEのルールよりも多く、緊急と畜牛、死亡牛だとか30カ月齢以上を超えたもの、歩行困難牛とか、要するにリスクが高そうな、患畜らしい牛に集中して調べる。これは本来当然それが一番効率的なサーベイランスなのでそういうやり方をしているということです。

フランス、オランダについては、2011年7月までは48カ月齢超え全頭検査をしていましたが、現在72カ月に引き上げて、今、EU全体では72カ月以上の全頭検査も廃止する方向で検討されているところでございます。

日本については、先ほどから申し上げたように、20カ月を30カ月齢に上げることにについて今、諮問されて答申をお返ししたところです。

(PP)

これはこのまま今、私が話したことです。読んでいただければと思います。

(PP)

非定型BSEというものがあって、これはよくわからないではないかという御議論がござ

います。これについては、日本の23カ月齢のものを除いて、実際には8.4歳～18.7歳、LとHという2つの型がございますが、2つの型についてそれぞれデータを調べたらこういう月齢で、非常に高齢牛で確認されている。フランスで確認されたというのは、フランスが非定型が多いのではなくて、フランスは過去にさかのぼってデータを調べてウェスタンブロット法の映像を全部を調べて、非定型か定型かを確認したわけです。非常に丁寧で細やかなことをしたわけなのですが、そういうことでフランスが多いだけでして、フランスがよく調べたということでございます。

その結果は、非定型は定型BSEに比べて非常に発症例が高齢に偏っているということです。

日本の23カ月齢についてということで、先ほどの21カ月齢と同じ実験をしました。ウシ型遺伝子組換えマウスを用いた感染実験の結果、感染性は認められなかったということで、これについても感染性が認められていないということで、人へのリスクは極めて低いだろうと考えられております。

(PP)

今、私が申し上げたことがここに書いてあります。

(PP)

では、人の病気はどうか。これが最終的な答えです。

1988年～2011年に、これが本当に牛のBSEで人に起こっているのかということなのですが、けれども、まず、赤がイギリスでのBSEの発生でございます。

これがイギリスでのvCJDの発生です。

ちょうど山が10年近くずれております。

イギリスは反すう動物への飼料の給与禁止をここでやりました。それからふえているのは、これより前に感染したものがこの後発症が確認されたということで、その後ここからずっと落ちてきているということ。

もう一つは、イギリスが特定危険部位の食品への使用を禁止したことによって、今度は

ずっと潜伏期間をずれて減ってきているということで、それぞれの飼料規制なり食品への規制によってずれている。

同じようにEUについてももう一つの山ができていているということだと思います。

具体的には、1990年以降のイギリスでの出生者についてvCJD患者は確認されていないということで、イギリスの特定部位の食品への使用を1990年に禁止したので、それ以降に生まれた方についてはvCJD患者は確認されていないということでございます。

(PP)

イギリスでのvCJDの発生は、過去のワーストケースの予測の3.5%の水準ということで、このときに予測したのは人への感染がある程度あるだろうということなのですが、そのときに予測したケースの3.5%しか確認されなかったということは、BSEのプリオンの感受性というのは種間バリア、牛から牛ではなくて牛から人への種の壁、ほとんどの感染症にあります、これによって牛より低い。BSEプリオンというのはもともと牛のプリオンですので、牛の病気へ適合しているということです。

(PP)

具体的な評価結果としては、先ほど申し上げたように、牛群の感染状況、これが2002年1月なり、2004年4月なり、2002年2月、あるいはアメリカは非定型しか発症していないが、カナダでは2004年8月までが最後ですということで、それぞれ飼料規制が有効であることがわかりました。

感染実験についても先ほど申し上げたように、42カ月間は中枢神経にBSEプリオンが検出されないということ。人は牛よりもBSEに対する感受性が低いと考えられること。

ということから、30カ月齢以下の牛の肉、内臓の摂取による人のvCJD発症は、今、既に感染状況が非常に低いということ、感染試験から見ても42カ月でやっと中枢神経にBSEプリオンが検出されていることから、30カ月齢以下の牛の肉や内臓を食べてもvCJDの発症は考えがたいということで、検査対象月齢、国境措置、月齢、SRMの月齢を評価いたしました。

(PP)

具体的に日本では、20カ月齢を30カ月齢にしたとしても、リスクの差はあったとしても非常に小さくて、人への健康は無視できるということ。

同じくSRMの範囲を30カ月齢以上にしても、リスクの差はあったとしても非常に小さくて、人への健康影響は無視できるだろうということです。

ここでいう「無視できる」というのは、ここでなぜ「リスクはない」と言ってくれないのかということですが、リスク分析の考え方から言うと、どんな場合でもリスクは絶対にゼロとは言い切れないということがあります。例えば特定危険部位を取ったら全部リスクがなくなるかといったら、特定危険部位がきれいに取れるかどうかはわからないわけです。ですから、リスクは全くゼロではないのだ。いろんな形をとってもリスクはあるわけです。

例えば食品でもお米を食べたって食べ過ぎることによって体を壊すこと。あるいは人にとって必要な水だって大量に摂取してしまうと、水中毒になるということもあります。そういう意味では全ての食品というのは全くリスクがゼロということはありませんので、無視できる程度のリスクだ、非常に低いということを申し上げているわけで、ゼロだとは科学的には言えないということです。これはBSEだけの話ではなくて、全ての食品のリスクについて言えることです。

(PP)

国境措置についても同じように、これらの閾値を20カ月齢から30カ月齢に上げたとしても、人への健康は無視できるだろう。

特定危険部位の範囲も先ほどと同じということでございます。

(PP)

以上で私どもの食品安全委員会のリスク評価結果を簡単にお話しさせていただきました。

もう一度おさらいいたしますと、日本を含めたそれぞれの国の現在のBSEの有病率について。

それぞれの国が飼料規制なり食品の特定危険部位をきちっと取っているか、リスク管理の状況。

先ほど申し上げた科学感染試験等によって実際に、例えば日本の21カ月、23カ月が伝達性があるかどうかということ、どのぐらいで発症する可能性があるのかということ。こういうことの知見。

各国でサーベイランスができているかということ。

非定型BSEについての知見。

こういうことについて検討した結果、今のような答申をお返しした次第でございます。

以上、駆け足でございますが、私どもの評価結果についてのお話でございました。

どうも、御清聴ありがとうございました。

○司会（食品安全委員会・篠原） 姫田局長、ありがとうございました。

引き続きまして、次の説明に移らせていただきます。

次は牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室室長の道野英司より、御説明をいたします。

○道野（厚生労働省） 皆さん、こんにちは。

御紹介いただきました、厚生労働省食品安全部輸入食品安全対策室の道野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、今、司会のほうから説明があったとおり、牛海綿状脳症（BSE）対策の具体的な行政施策の見直しの内容につきまして、国内措置、輸入規制の2点について御説明をしたいと思います。

（PP）

私がこれから御説明しようとする内容でありますけれども、一つはこれまでの対策ということ、現在もそうですが。これから見直そうという対策はどういう対策か、一昨年12月19日に見直しについて食品安全委員会にリスク評価の依頼をしたわけですが、その経緯、

実際に昨年10月22日に出された答申を踏まえたそれぞれのリスク管理措置の内容、それから、今後の予定という順で御説明をします。

(PP)

「これまでの対策」であります。

(PP)

国内と輸入に分けて整理をしています。国内につきましては、と畜場での食用に処理される牛に対する検査であります。この内容につきましては、平成13年9月に、先ほど姫田局長から御説明があったとおりですが、BSE感染牛の我が国で1頭目が確認されたということで、13年10月から全頭検査ということで全国的にスタートをしたわけです。

このときはまだ牛の月齢がはっきりわからなかった、トレーサビリティ制度が入る前であったことや、国民の皆さんの不安が非常に大きかったこともあって、当初30カ月齢以上について全頭検査をすると方針を公表していたわけですが、最終的には全ての牛について検査をするという対応になったわけです。

平成17年に前回のBSE対策の見直しということで、食品安全委員会から答申をいただいて、17年8月にと畜場でのBSE検査の対象を21カ月齢以上に引き上げをしております。

ただ、実際には御承知のとおり、全自治体で全頭検査を継続をしております。それは大きな理由としては、検査をしていないということが取引上の障害になるのではないかと。検査をした牛肉としていない牛肉がまじって流通すること自体が市場の混乱を招くという判断が各自治体でもあったのだろうということでもあります。

あと、国内対策について、SRMにつきましてはこの間ずっと継続をして、全月齢の頭部、脊髄、扁桃、回腸遠位部、16年からは脊柱も含めてSRMとして使用禁止しているという状況であります。

この間に日本についても21年にピッシングの禁止ができたので、翌月にOIE総会でBSEに関して「管理されたリスクの国」に認定をされたという経緯があります。

輸入につきましては、米国でBSEが発生したということで、平成15年5月にカナダ産、

15年の年末に、米国でBSEが発生したということで米国産が輸入禁止になっています。

17年12月に、20カ月齢以下と該当するSRMを除去するという2つの条件で輸入が再開されています。

ヨーロッパにつきましては、先ほど姫田局長から御説明があったバリエーションのCJDの患者さんが初めて平成7年に見つかって、翌年のWHO等でBSEの人への感染性が指摘をされて、平成8年3月に英国産の牛肉加工品についての輸入を禁止しています。その後12年12月からはBSE発生国の牛、牛肉、牛肉加工品については輸入を禁止する対策をとってきています。

(PP)

次に、BSE対策で重要なのは飼料規制ということでありますけれども、各国の飼料規制の比較であります。この中で、日本については当初、豚・鶏の肉骨粉を豚・鶏に給与することについても禁止されていましたが、牛由来のものと完全に隔離して管理できるものに関して規制の緩和がされています。

米国・カナダにつきましては、基本的に反すう獣－反すう獣の規制はもともとあったわけですが、SRMの豚・鶏への給与に関して、アメリカについては脳・脊髄を対象に2009年、カナダについては2007年に禁止がされています。もともとのこういった飼料規制は1997年からスタートしているということでありますが、危険部位、SRMについては2007年、2009年に実施しています。

EUにつきましてはごらんのように、いずれについても禁止という基準がとられています。

(PP)

「再評価の実施の経緯」であります。

(PP)

一昨年、食品安全委員会に再評価について諮問をしたわけですが、その理由としては、まず国内でBSEが発生をして、対策をとってから10年以上が経過をしたということが一つあります。

もう一つはここにありますように、BSEの発生頭数が非常に減っているということで、1992年のピーク時には3万7,000頭だったのが、2011年は29頭。ちなみに昨年、現時点での数字では2012年でも11頭の発生はありますが、数からすれば激減をしている。国内に関しては過去大方4年間BSEにかかった牛は見つかっていないということで、国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEのリスクが大きく下がっている現状があるわけです。

もう一点は、最新の科学的知見に基づきということなのですが、前回のリスク評価の際、平成17年のことになりますが、評価書をごらんいただくとわかると思うのですが、牛に対する感染実験がまだ終了していない。要するにBSEの牛の潜伏期間は5年、6年、7年とかかるわけですが、動物を使って行う感染実験は非常に長い期間がかかるのです。そういったことで、発症期間であるとか、どれぐらいの肉骨粉を食べたら発症するのかとか、先ほど食品安全委員会のほうからも説明がありましたが、そういった知見がまだ十分でないということで、不明であるということがかなり書かれていたわけです。そういった感染実験だとか、もう一つは日本で21カ月齢、23カ月齢の感染実験のデータの件の説明が先ほどありましたが、そういった実験が終わって、成果が研究論文として発表されて、例えばEUでは特に牛での感染実験のデータに基づいていろいろな規制の見直しが行われてきているということがあります。そういったこともあって、私どもとしては、最新の科学的知見も随分ふえてきたということで、国内の検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行っていただきたいということで諮問をしたという流れになります。

(PP)

諮問の内容は先ほども説明があったので簡単にしますが、今回答申をいただいたのは1と2ということでありまして、基本的には検査月齢なり輸入牛の月齢制限については30カ月齢にする。SRMの範囲については、特に中枢神経系、頭部だとか脊髄、脊柱に関しては月齢要件を入れて30カ月齢を超えるものという形で限定するという内容であります。

3の部分はまだ答申をいただいていないところですが、3についてはまだ食品安全委員

会のほうで検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスク評価を行っていただいているというのが現状であります。

(PP)

答申につきましても、先ほど姫田局長から説明がありましたので省略しますが、結局リスクの差はあっても非常に小さく、人への健康影響は無視できるということが先ほどの1と2について、答申されたということです。

(PP)

「食品健康影響評価を踏まえた対応」ということで、ここからが今後のリスク管理措置の改正内容であります。

ただ、この内容につきましては、さる11月6日の薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会と牛海綿状脳症対策部会の合同会議の際にも説明した内容とほぼ同じでありますので、御承知の方もあるかと思いますが、ちょっと我慢して聞いていただければと思います。

(PP)

一つは、国内につきましては、現行のBSEの検査対象を20カ月齢を超える、21カ月齢以上と省令上表現していますが、これを30カ月齢を超えるものとして、30カ月齢以下の牛については検査は不要にするということであります。

SRMの除去の対象についても、先ほど申し上げたように、中枢神経系のものについては、現在全月齢のものについて、30カ月齢を超えるものに関して除去の義務をかけることとなります。回腸遠位部と扁桃については全月齢ですので30カ月齢以下、30カ月齢を超えるものいずれでもということになります。

この内容の変更につきましては、国内規制の場合には関係の省令と告示を改正することになります。一つは厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法の施行規則と、と畜場法の施行規則というものです。前者については検査月齢とSRMの範囲の両方を規定しています。と畜場法についてはSRMの規定があるということです。

食品、添加物等の規格基準の改正ということで、これにつきましてはと畜場の外の規制

をやっているルールですので、脊柱、枝肉になってと畜場から肉が出ていきますので、と畜場外についての食品の安全規定は食品衛生法になります。それでここの基準を改正しようとなるわけです。

この結果としてどうなるかというと、端的にいうと、まずは30カ月齢以下の頭部について、脊髄も一部あるのかもしれませんが、それから脊柱に関しては利用が可能になるということです。BSEの国内発生前には頭部に関してもほぼ肉以外も頭部の肉が使われていたということがあるわけですが、BSEが発生してこの規制がかかって使えなくなっていたわけです。それに関して30カ月齢以下の場合には利用できるようになります。

(PP)

国内措置の見直しで、こうした規制を実施しようとするとういうことが必要になるのかというと、一つは30カ月齢での区分が必要になるわけです。月齢によって区分をして、特にSRMに関していえば頭部、先ほど申し上げたように20～30カ月齢以下の牛に関して頭部の肉を利用しようということになった場合は、頭部だとか脊髄、脊柱もそうですが、それぞれの分別をすることが必要になってきます。

これの対策につきましては、厚生労働省のほうで「SRMの管理及びBSE検査に係る分別管理ガイドライン」というものを通知予定にしています。

案につきましては既に公表してしまして、案に関しての御意見等もいただいています。そういったものも踏まえて、最終的なものを通知させていただくという予定にしています。

内容としましては2つあって、1つは検査対象となる牛とそうではない牛が出てくるわけですが、検査対象ではない牛については通常の検査が終わったら出荷できるわけですが、BSE検査の対象になっている牛については、検査が終了するまで、結果がわかるまで出荷ができないということになりますので、その枝肉だとか、皮だとかそういった副産物、それから可食、不可食にかかわらず内臓等々についてと畜場内でどの個体由来かということも、グループで管理することもできますけれども、検査中のものについての管理ということが発生するわけです。

さらに下にありますように頭部、脊髄を食用に供する分別管理ということで、30カ月齢以下の頭部についてはSRMではないので食用に供することができるわけですが、30カ月齢を超えるものとごちゃ混ぜになったら困るわけですので、そこを厳格に管理していただく必要があるということになるわけです。

(PP)

これも国内の今後のと畜場での取り扱いについて、おおむねこうすればいいのではないかということで、ガイドラインの内容について説明したものです。これ以降幾つかスライドが出てきます。

これに関してはまだ国内では当然実施されていない内容ですので、今後こういう対応をとることになると少し御理解いただければという趣旨でつくってあります。基本的には日本では「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という法律があります。このしくみ中で牛の月齢は確認できるわけですので、個体識別番号に基づいて確認をしていただくのが、まずと畜検査に入る前、搬入された段階でこういった確認が必要になってくるということです。

(PP)

それによって、例えば生体段階で30カ月齢を超えるものとか、もしくは以下のものが判別できるように、スプレーだとかタグだとかそういったものを用いて識別をしてもらうということが一つあります。

もちろん可能であれば、処理する日を変えてしまうということにすれば、分別の手間は省けるわけですが、現実にかような対応がとれるところは非常に限られているのではないかと思います。

時間帯によって30カ月齢以下と超えるグループに分けるやり方もあります。

そういったことを行わないでごちゃごちゃにやるとした場合は、こういった対応が当然必要になってくるということになります。ただ、いずれにしても30カ月齢以下と超える部分でのクロスコンタミネーション、交差汚染というものの防止は必要になってくるわけで

す。

牛のと畜処理の場合、当然皮を取ってしまうわけです。皮を取ると皮についていた標識は見えなくなってしまうので、剥皮後はタグ等によって識別をしてもらう必要があるということです。

(PP)

頭部に関しては、特に頭部は胴体から取ってしまいますから、頭部と枝肉が同一個体かどうかということの管理が必要になります。現在でもと畜検査の場合には、例えば頭の病気が見つかって肉も全部廃棄する必要があるということがあるので、必ず個体ごとに管理をしているわけですが、個体の管理にあわせて30カ月齢以下のものか超えるものかいずれかの識別が必要になってくるというのが具体的なところですよ。

もちろん、こういった特定危険部位の除去ということで、月齢を問わない対応が必要ですが、扁桃の除去ということもあわせてこの段階で行われるということになります。

ちなみに30カ月齢を超える牛については、引き続き舌とほぼ肉しか使いませんので、そういう30カ月齢を超える牛の頭部を処理した後にと畜検査員が確認すれば、それ以外のものを取ったか取っていないかということはすぐわかるということもあって、こういった検査員の役割も重要になってくるわけです。

(PP)

その後に内臓の摘出をして内臓の検査、それから内臓を分けて処理をしていくわけですが、この場合、例えばBSE検査対象になった牛の内臓については専用器具で保管、タグによる識別をする必要がある。SRMについては周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管ということです。腸に関していえば回腸遠位部というものがある。盲腸のつなぎ目からちょうど2メートルぐらいのところなのですが、こうやって確実に除去してもらうことは引き続き現行規制と同じように続けていく必要があるわけです。

(PP)

その後背割り、脊髄の除去をやっていくわけですが、ここに関しては30カ月齢を

超える牛についてのみ規制がかかる。実態的には脊髄はBSEの発生前からと畜解体工程で当然除去はされているものなのですが、30カ月齢以下でも恐らくそれは継続されるのですが、法的に除去を義務づけられるのは30カ月齢を超えるものということになっていくわけですね。

脊髄の除去の手法については、BSEの国内での発生当初からこういった除去だとか、これは別に義務ではないですが、脊髄を吸引してから背割りをすると畜場もあるわけですが、こういったことは継続して行われるのではないかと思います。

(PP)

それから、枝肉の検査ということですが、これに関してはSRMの除去等が適切にされているか。特に枝肉の場合は脊柱、脊髄に関連するので脊髄が残っていないかということが求められます。

BSEの検査中の枝肉については専用区画に保管するとか、専用が無理だったらタグ等によってしっかりと区別をしてもらうということが求められることになります。

現行でもトレサ法に基づいて個体識別番号の表示は行われるので、出荷される段階では個体識別番号が確認できれば、その牛のと畜時の月齢は確認ができるわけです。

(PP)

ここからはと畜場の外で食肉処理のカットの現場になるわけですが、その中では30カ月齢以下に由来することが確認できたものについては、もちろん、こういった表示のほかに荷送り状等を添付してもらって、業者間取引のときも確実に確認をしていただきましょうということにしています。特に脊柱を食用として使う、例えばTボーンステーキだとか、骨油だとかそういったものにも利用するということがあります、利用する場合には荷送り状の確認をしてもらって、入出荷の記録は3年間保存していただくという対応をとっていただくということになります。

小売の段階においても、現行脊柱の付着した牛肉というのは販売できませんけれども、今後は30カ月以下の場合はオーケーになります。ただ、30カ月齢を超えるもの、以下に由

来することが確認できない、よくわからないものは、もちろんだめですということがここに書いてあります。

(PP)

今、国内措置について説明いたしましたけれども、今度は輸入措置ということでありま

す。

(PP)

現在、アメリカ、カナダについては20カ月齢以下と証明される牛限定となっています。これを30カ月齢以下に緩和をします。

フランス、オランダについてはこれまでBSE発生国ということで輸入をストップしたわけですが、食品安全委員会の答申としては30カ月齢以下の条件で輸入が可能となっています。

SRMの除去についても国内と同じです。30カ月齢以下限定ですので、ここは回腸遠位部と扁桃となります。

したがって、30カ月齢以下に由来する牛肉は輸入可能になります。

SRMについても、範囲が縮小されますので、30カ月齢以下の脊柱についても輸入が可能になります。実際にニーズがあるとすれば、恐らくTボーンステーキみたいなものだろうと思います。

(PP)

ここにおきましても、先ほど国内対策で説明したのと同じように、輸出国においてSRMの除去や月齢による区分管理というのが必要になってくるわけです。基本的には輸出国において、当然BSE発生国ですので一定の国内規制があります。さらに例えば日本の月齢条件を守ってもらうために追加的な対日輸出のためのプログラム、規制というものを輸出国側で対応してもらって、そういった対日輸出基準を上乗せして、それに適合する牛肉だけを日本に輸出してもらう仕組みをつくってもらうという観点での協議を4カ国と行ってきました。

協議とあわせて現地の調査を実施したということですが、そこにおいては国内規制におけるSRMの除去とか月齢による区分管理の確認、今後どのような対策がとられるかについての確認等を行ってきたわけです。

実際にSRMの定義に関しては、この4カ国いずれも中枢神経系については30カ月齢を超えるものについてSRMとなっている。同じですので、もともと現行規制でも輸出国サイドでは30カ月齢による区分は実際にされています。それを前提にして、SRMの除去だけではなくて、その後の食肉処理、カットをしてブロック肉をつくっていくプロセスにおいても、内臓の処理といった工程においても、30カ月齢での区分を維持してもらって、日本向けに箱詰めして出荷してもらう仕組みをつくってもらうことになるわけです。

(PP)

北米を例にしまして簡単に御説明したいと思います。

ポイントとしては30カ月齢以上と30カ月齢未満を区分管理しているということ。これはSRMの除去だけではなくて、今、申し上げたとおり出荷まで、箱詰めした段階までということになるわけです。

月齢の確認については、ここで行われたのは歯列による月齢の確認ということです。

北米においては30カ月齢以上の牛が実際に絶対数として少ないということがあるので、30カ月齢以上の牛について標識なり表示なりをしているのが実態です。

(PP)

ざっと見ていきますと、去年の12月に米国内については調査をしました。例によって大規模と畜場で大体1日に5,000頭ぐらい、ツーシフト16時間処理してそれぐらいの頭数を処理するようところが2カ所。もう少し小さい規模のところを1カ所見てきました。

生体記録による月齢証明牛というのは非常に限定的ですけれども、例えば特別な育て方をしているというか、プレミアムがついたようなものに関しては出生記録等もありますが、これは限定的で、多くのものは月齢は歯列で確認しようということで、搬入段階では確認はまだできていない状況です。

BSE検査は基本的にやっていませんので、こういった歩行困難牛というような歩様のおかしいものに関して、幅広く食用に処理することから排除をしているという対策をとっているわけです。

(PP)

と殺、放血した段階で歯列を見て、第2切歯のいずれかが永久歯が生えていれば、30カ月齢を超えるものと判断しています。ただ、実際に、例えばアメリカの場合であれば、春、秋に子牛が生まれるわけですが、6カ月のタイムラグがあるわけですが、もちろん、それはきっちり春、秋ということではなくて、春、秋にピークがあるわけですが、結局24カ月以内にはと殺をされるのが通常の肥育牛のサイクルです。その中で個体差がありますから、30カ月齢以下でも第2切歯が生えてきていて、30カ月齢を超えるものと判断されてしまうものがあります。そういうものが30カ月齢を超えるものとして基本的には区別されているということになるわけです。実際、本当に30カ月齢を超えるものは非常に少ないのではないかと。ほぼないのではないかと思います。

剥皮をして、30カ月齢を超えるものと判断されたものはこんなマークがついたりとかいうことがされます。

(PP)

頭部の除去だとか頭部の検査、タン、ほほ肉というようなものの扱いがここに出ていますが、国内でも同じなのですが、タンのところで扁桃除去と書いていますが、タンを有郭乳頭といいまして奥に大きなぼつぼつが幾つかあるのですが、その一番最前列のところで切れば、扁桃自体は頭の側に残ってしまうので、実際にはタンを一定のところで切ることによって、タンのほうに扁桃がまじらないということになるわけです。

内臓のほうについても内臓の検査。回腸遠位部の除去ということは、向こうの国内規制でも実際にやられているわけです。この際、30カ月齢以上についてはマーキングはされるということになります。

(PP)

背割りに関してですけれども、アメリカでも国内と同じ方法で背割りがされています。ただ、たしかカナダ向けだとか香港向けに関しては、30カ月齢以上の処理には専用の色分けした器具を使用するという要件がかかっているのです、そういうことをやっている施設ではこういったこともやっている。ただ、これは国内規制ではないです。

脊髄の除去ということで、日本の国内のと畜場でも一部使っているところがありますが、機械的に吸引して取ってしまうこともやっています。

(PP)

枝肉の段階で、ここで30カ月齢とそうでないものと、先ほどの歯列で確認した後ずっとタグでわかるようにしているわけですが、最終的にこういったタグでわかるように枝肉にこういうのがとりつけられるわけです。

30カ月齢以上のものについては脊髄のところに紫色の着色をする。それから「30+」というような表示のあるレーンに固めて保管がされる。これはなぜ固めて保管するかというと、もちろんほかとの接触という問題もありますが、実際に30カ月齢以上と判断されるものは全体の約1～2%しかないのです。ですから、週に1回どこかのシフトでまとめて処理するというのが実際には行われているので、こういった形で保管もされ、その後の処理もまとめて行われるのが実態になります。

(PP)

部分肉の処理ですけれども、対日輸出の現行条件のときにも何回か御説明したと思いますが、カットの施設は、例えばきょうはこれからのシフトは30カ月齢以下の牛だけを処理しますとか、それが終わったら今度は日本向け、現行基準であれば20カ月齢以下のものだけを処理する時間帯というものを設けます。先ほど申し上げたような30カ月を超えるものについては、例えば週に1回最後のシフトでまとめて処理する時間帯を設けるわけです。要は場所は1つしかないわけですが、処理の時間帯によってロットの区分をするという対応をしています。

(PP)

そういったそれぞれの処理している肉の条件に従ってラベルも決まってくるわけですが、例えば対日輸出処理をやっているときは対日輸出向けのラベルを出してきて張っていく。30カ月を超えるものを処理するときにはそういうラベルを持ってきて張るという作業工程になるわけです。基本的にはこういった表示でどういうものかがわかるようになっているということです。

この中の情報としては、処理された時間帯とかそういうものもついているので、このラベルから、いついつカットされた肉かということがわかれば、カットの時間帯をさかのぼるとどういう牛だったのか、30カ月齢以下なのか、そうではなかったのかということもわかるわけです。

(PP)

各国のBSEのおさらいになりますけれども、検査体制の比較ということですが、日本につきましては今後30カ月齢を超えるものについて義務的な検査が必要になる。

米国、カナダは継続して検査はしていないわけです。

フランスとオランダに関しては現行72カ月齢を超えるものということだったのですが、ここにありますように欧州委員会が本年の2月下旬～3月上旬以降、日程ははっきりしていないのですが、ブルガリアとルーマニア以外の25カ国が各国の判断により、健康牛のBSE検査を廃止することが可能といった考え方を公表しています。今後加盟国がどういう対応をするかはちょっとわからないですが、EUに関しては健康牛のと畜段階での検査はやめようという状況になっています。

(PP)

各国の国内規制、御参考までということでごらんいただければいいと思います。

(PP)

それから、対日輸出条件ですけれども、この中で食品安全委員会の答申と一つだけ違うのがオランダでして、12カ月齢以下の牛肉と内臓ということで、月齢条件をもう少し低く設定をしています。これは実質的に子牛の肉の関係の輸出ということがオランダにとって

は優先度が高いということがあります。ただ、2国間の協議の中では食品安全委員会の答申の範囲、端的に言えば30カ月齢までに関しては、今後再協議が必要であれば再協議しましょうということも含めて、確認をしています。

(PP)

今後の予定です。

(PP)

1月22日、きょう東京でこのように説明会をやっています。

24日、あさってですが大阪。

来週の月曜日、1月28日に、これらの内容につきまして、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会と牛海綿状脳症対策部会に報告をします。

問題がなければ2月1日に今、説明したような規制について改正を行うことにしています。具体的には国内措置の見直しに関しては省令改正ということになります。脊柱に関しては告示の改正。輸入条件の見直しについては通知の改正ということになります。

これらのうち、国内措置の見直しの省令関係以外は2月1日公布で2月1日施行ということで、予定をしています。

国内措置の省令関係は検査対象月齢30カ月齢を超えるものとSRMということですが、これに関してはまだこれまで国内で月齢による分別管理をやったことがないということがありますので、準備期間として2カ月程度必要だろうということと、BSE検査が自治体の事務ということもありますので、新年度の4月1日からとしています。

ただ、今回の見直しで特に国内の検査月齢の見直しにつきましては、30カ月というのは和牛のと畜月齢のちょうど平均値ぐらいになります。そういったことで、和牛の処理を行っている畜場を持つ地方自治体に関しては、なかなか全頭検査を見直すというにはちょっと見直しにくい状況があります。要するに検査済みの和牛肉と検査をしていない和牛肉が混在して流通すること自体が、また取引上不利になるのではないかという懸念が発生する可能性がある。そういったことで、現在食品安全委員会のほうでさらに検査月齢を引き

上げた場合の審議というものが行われていますが、その答申、ここでは2次答申と書いていますが、これが出て、さらに月齢を引き上げた検査月齢の改正をその際やるわけですが、そのときまでは現行の21カ月齢以上の牛の検査を対象にした国庫補助については継続をしていくことにしております。ただ、この継続というのはあくまでその次の段階で全頭検査についてはきっちり見直していただきたいということを前提にして、見直しやすい月齢になった段階で全国一斉に全頭検査について見直していただく、そういう趣旨で各自治体についても私どものほうから今後引き続き働きかけていくとしています。

私のほうから説明は以上です。

どうも皆さん、ありがとうございました。

○司会（食品安全委員会・篠原） 道野室長、ありがとうございました。

それでは、この後意見交換、質疑に入ってまいります、約10分少々のお休憩をとりまして、この時計で15時からの再開といたします。15時までには席にお戻りいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

一旦休憩といたします。

（休 憩）

○司会（食品安全委員会・篠原） 時間となりましたので、議事を再開いたします。

それでは、ここからは質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

壇上には先ほど説明を行いました2名のほかに、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室の山本実が加わっております。

この後の質疑でございますが、御質問のある方は手を挙げていただきまして、私が指名いたしましたら、係の者がマイクをお持ちいたしますので、そこでできれば御所属とお名前をお願いいたします。その上で御質問、御意見等いただければと思います。

本日御参加いただけなかった方を含めまして、広く情報提供をさせていただくことを目

的といたしまして、今回の講演内容と意見交換の様子は議事録として、関係省庁のホームページで後日公開を予定しております。議事録に御所属、お名前を掲載させていただくことに不都合がある場合には、その方は発言の前にその旨おっしゃってください。

それから、できるだけ多くの方に御発言いただきたいと思いますので、御発言は要点をまとめて2分以内でお願いをいたします。1分半を経過した時点で予鈴を鳴らさせていただきますので、この点、御了承ください。

また、回答のほうもできる限り簡潔にお願いをいたします。

それでは、これから質疑に移ります。

どなたでも結構でございます。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、真ん中の男性の方、お願いいたします。

○質問者A 名古屋市食肉衛生検査所の奥本と言います。

2点ほどお伺いしたいのですが、検査月齢のことなのですが、ガイドラインを見ますとちょうど30カ月齢になったばかりの牛は30カ月齢以下、30カ月齢を1日超えたものから31カ月になるまでのものも同じ30カ月齢なのですから、検査は要らない。分別管理もSRMも要らないということで、検査する側と加工場の側からいっても同じ30カ月齢なのですから、混乱する可能性があると思うのですが、例えば30カ月齢以上を検査するというふうにはできないのかということが1点です。

2点目は、先ほど厚生労働省は補助金を継続すると言われたのですが、単なる確認なのですが、これは取引上そういうような懸念があるという理由で厚生労働省が補助金を継続するというふうに考えてよろしいのかという2点です。

○司会（食品安全委員会・篠原） 検査関係、月齢と助成の関係だと思いますが、厚生労働省、お願いいたします。

○道野（厚生労働省） お答えします。

まず、1つ目の30カ月齢を超えるものというふうに規定した理由を御説明します。内容についてはSRMに関しても検査月齢についても30カ月齢を超えるものということで同じ

にしていますので、あとはどういう計算をするかということだけきちんと関係者に頭に入れていただくということが基本だと思います。

なぜこういうふうになったかといいますと、食品の基準というのは日本みたいに特に輸入が非常に多い国に関しては、やはり国際的な整合性とか内外無差別の原則ということもあるわけですので、もしもリスクのレベルが同じであれば内外で違った基準ということは置けないわけです。

そういった中で欧米の状況、こういった30カ月齢というのをどういうふうにカウントしているかということ調査した結果、満30カ月齢の誕生日が来た日はこれは30カ月ちょうど、一日でも超えたらそれは超えたものというふうに判断するというのが共通していました、これは満月齢でやってしまうとちょっと難しくなってしまっていて、31カ月齢の応当する日が来るまでは検査は必要ないということで、プラス1カ月の引く1日みたいな話になってしまっていて、かえって混乱するのではないかと。むしろ、例えばきょうは1月22日ですけれども、2年前の1月22日に生まれた牛というのは30カ月齢になるのは7月22日になるわけです。7月22日までは30カ月齢以下、7月23日から30カ月齢を超えるというふうにカウントしたほうが、現場的にもどちらが難しい、やりにくいという話も少し聞いてみたのですが、30であとは日割り計算で考えるという今の考え方のほうが管理しやすいだろうということで、国際的にも整合するし、ある意味理解していただければわかりやすいのではないかとということもあって、こういったカウントの仕方になりました。それは関係者によく周知をしていただきたいということです。

もう一つ、要は取引上の懸念があるのではないかとすることは、これはあくまで名古屋市を含む都道府県サイドで、平成17年の見直し、その後の経過措置として、0カ月齢～20カ月齢までの検査の補助金をそのときは3年間継続したのですね。その経過措置が切れたときも継続された理由は、そういった取引上に不利になる懸念があるという理由で継続されたというふうに我々は理解しているということであって、今回の補助金の継続がそういう懸念があるからやるということではありません。そうではなくて、あくまで次の2次答

申に基づく検査月齢の見直しの際に、全国足並みをそろえるためです。今は科学的に意味がないが、消費者にとって、恐らく検査しているから安全だと思っている人はいっぱいいると思うのです。若い牛に関して言えば、検査と安全は関係ないのですね。ということで、そういったミスリードな行政対応というのは、やはり次の段階で確実に見直していただきたいという観点で継続する、経過措置として継続をするということです。あくまできちっとやめていただくための継続だということを理解していただきたいです。

○司会（食品安全委員会・篠原） ほかに、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、こちらの前の女性の方、お願いいたします。

○質問者B パルシステム東京の打矢と申します。

先ほど説明していただいた中で、お米を食べ過ぎておなかを壊すのと危険部位を除去しないで感染することのリスクを、何か同じ土俵で比べていたので、そのことの意味がどうしても理解できません。

あと、非定型のBSEの原因がまだ解明されていない中で緩和することの意味も、やはり理解できません。

アメリカの牛肉に関して、飼料規制はまだ牛の肉骨粉を豚とか鶏に与えている中で、今のアメリカの状況ではきちんと飼料規制がされているとは私は思えません。アメリカは現在発生の頭数は少ないですけれども、歩行困難牛はと畜のところに回していないということで、多分それは検査されていないと思うので、そういうところからBSEの発生が少ないのではないかと考えています。そういう中で緩和されたアメリカの牛肉は、私は絶対食べたくありません。

皆さんにちょっとお伺いしたいのですが、御家族とか皆様の大事な方に、アメリカの規制が緩和されたTボーンステーキを安全だよと言って、皆さん、食べさせることはできるのですか。

以上です。

○姫田（食品安全委員会）　まずリスクですけれども、例えば先ほど申し上げたように水をたくさんとりすぎると水中毒になりますね。必要なものでも大量にとり過ぎる場合、あるいはビタミンAだと、ビタミンAが少なければA欠乏症になるけれども、多過ぎれば下痢をしたりさらにAの過剰症になりますね。全ての食品では、リスクとは多過ぎたり少な過ぎたりします。

もう一つは、これは一つの病原菌ですけれども、例えばインフルエンザでも、多少インフルエンザウイルスをとっても、基本的にある一定の量までとらなければほとんど発症することはない。でも、その人の体の状態などによって、これぐらい少ない量でも発症しないかもしれないけれども、場合によっては発症することもあるということで、基本的にリスクがゼロということは言えないということだと御理解いただきたいと思っております。

先ほど、SRMを取るということのはSRMを取りましたから安全ですねということを使う人もいるのだけれども、それを取っても100%完全に取り除くかということ、それはそうではないだろう。ですから、それこそ99.7%しかプリオンのあるところはわからないわけなので、そういうことも含めて絶対ゼロとは言えないけれども、まず科学的に人が発症するところまで、あるいはその手前の牛が発症するところまで問題はないだろう。EUなどの言い方で言うと、確率を計算すると1頭以下というような言い方をしておりますけれども、そういうような状況だということで極めてわずかという言葉を使っております。

それから、非定型については先ほども御説明申し上げたように、一つは国内の非定型については感染性、伝達性が否定されております。ですから、国内の23カ月の非定型についてはうつらないだろう。牛から牛へもううつらないだろう。ですから、さらにその牛から人へというのは、まず考えられないということ。

それから、ほかの非定型については6年が一番発症の低い年齢になっておりますので、要するに、高齢牛では非定型というのはあり得るけれども、若齢牛に非定型というのは発症する可能性が極めて低いということから、非定型のリスクは今回30カ月齢以上を検査することでリスクは下げられる。あるいは当然あわせてSRMも取っているということ

で、リスクは極めて低い状況になっているという考え方です。

それから、アメリカの飼料規制ですけれども、アメリカの飼料規制については従来はSRMも入った牛の肉骨粉を豚、鶏に給与しておりましたが、基本的にSRMを取ったものが豚、鶏に給与されているということ。

それと我が国の昔の状況と違って基本的にアメリカの場合、牛の配合飼料工場と豚、鶏の配合飼料工場というのは、今回の件で分けたわけではないのですけれども、もともと同じ工場で作っていないのが大部分なので、そういう面でのリスクも下がっている。

それから、当然豚、鶏の餌をつくった後に牛の餌をつくる場合、フラッシングというところでクリーニングした後にやっている。そういうリスク管理もできているということ。

それとアメリカのいわゆるBSEの発生状況等を考えると、リスクは30カ月齢以下について考える限りにおいては、リスクは非常に極めて低いと考えられるという結論でございます。

それから、歩行困難牛ということで、要するに先ほど申し上げたサーベイランスというのは、健康と畜牛のようにかかっているさそうなものを一生懸命やることというのは余り価値がなく、特に先ほどから申し上げているように、発症が確認できるのが大体44カ月プラス4カ月ぐらい、46カ月齢以下では牛の経口投与実験で発症しないということを言われている中で、例えば、若齢牛、今回言った30カ月齢以下を検査するということは全く意味のないことだということです。

そういうことも踏まえて、できるだけ感染していそうな集団をしっかりと検査するということが大事なので、そういう意味でアメリカはOIEのそういう指導のルール以上にやっているということなので、サーベイランスについてはこれは今回のリスク評価ではなくて、前回平成19年に食品安全委員会でリスク評価した時点では、アメリカのサーベイランスについては有効に行われているという結論を出した次第でございます。

○司会（食品安全委員会・篠原） アメリカの管理関係で、補足はございますか。

○道野（厚生労働省） あと、アメリカ産牛肉についての御懸念ということであったわけ

ですけれども、もちろん、日本でもアメリカでもと畜場においては、アメリカの場合は農務省の職員が検査に携わる、日本の場合には、都道府県の職員が検査に携わる。先ほど名古屋の検査所の方がいらっしゃいましたけれども、そういった立場の人が検査をやっている。それから、日本の場合にはHACCPは義務化していないですけれども、アメリカの場合は義務化をしている。ただ、日本はHACCPを義務化していないかわりにいろんな手順書の整備だとか、そういったことが法律上義務づけられているというようなことで、日米のと畜場の管理という観点でいえば、そんなに大きな差があるというふうには我々は考えていません。

それから、米国産牛肉を食べるか食べないかというのは、どういうふうに答えていいかわからないですけれども、私の判断というのはやはり基本的にはリスクの程度で判断していけばいいのだというふうに思っていますし、まさに日本の国でそういったことをどうやって判断するかというのは、食品安全委員会のリスク評価結果だと思っています。

○司会（食品安全委員会・篠原） それでは、ほかに御質問はございますでしょうか。

では、こちらの男性の方をお願いします。

○質問者C 私は愛知県のJAあいち知多の者です。

私たち生産者側といたしまして、ちょうど11年前にBSEが出まして、そのときに牛の価格が豚より安くなってしまっていて大変困ったわけなのですけれども、そのときに全頭検査とトレーサビリティ、個体識別番号なのですが、それをやることによって半年ぐらいで回復したという中で、アメリカで本当にこういったトレーサビリティがちゃんと充実したことが行われているのか。それが日本と同じようなトレーサビリティで行われているなら、私もやむを得ずということも考えるのですけれども、歯を見て30カ月どうのこうのというのではなくて、やはりどこで生まれて誰が育ててどんな餌を食べてきたかということで、今、日本国内ではやっているわけなのです。

そういったことと、日本国内で禁止されているホルモン剤とか、そういったものをアメリカは使っているということを伺っているのですけれども、そういったリスクに関しては

目をつぶっているのかということを確認したいのですが。

○道野（厚生労働省）　とりあえず私のほうから、まずお答えさせていただいて、不足があれば、農水省からまた追加していただきたいと思います。

一つは、トレーサビリティに関しては、これは安全性を直接高めるものではなくて、やはり問題があったときに追跡の可能性をアップするということで、トレーサビリティそのものが安全性を高めているということではないというふうに考えている。ただし、それがあることによっていろんなメリットがあるということは皆さん御承知のとおりですし、それはそれでいいのではないかと思います。ただ、安全基準としての評価というのは非常に難しいということが言えます。

歯列で月齢を判断しているということの合理性ですけれども、結局ヨーロッパもトレーサビリティが導入される前はやはり歯列で確認をしていた。30カ月というふうな線引きをBSEで従来から国際的にいろいろやられているというのは、そういった歯列による判断が現場で可能だということが一つの要因になっているわけですね。

そういった意味で、歯列での判断というのが一つのグローバルスタンダードになっているわけで、それについてももちろんサイエンティフィックに否定ができるということであれば、やはり違う方法をとるべきだということがあるかもしれないですけれども、現時点での知見でそういったことというのはまず言えないだろうというふうに考えています。

ちなみに、当然個体差もあるしばらつきもあるということはありません。先ほども申し上げたとおり、ある程度高い月齢の30より上のものを集めて第2切歯が生えていないものを探してしまうと、30カ月齢を超えるのに30カ月齢以下というのが見つかる可能性はゼロではないと思います。ただ、実際には米国で肥育されている今の実態というか、経済動物ですからそんなに長いこと飼ってもしようがないわけですので、そういった意味で出荷されるというのはおおむね2年が目安ですから、そういった意味でいうと30カ月よりも下のグループに対してそういった鑑別方法を使っているわけですので、結果的に30カ月齢を超えるものというふうに判断をされているものであっても、恐らく実際の月齢は30に行ってい

ないものだろうというふうに考えています。

ただ、それにしてもそういったことで歯列について、100%全部が正しいと言い切るとことは難しい、ということはよく承知をしています。そういった中で、歯列の使用ということ自体が科学的に否定できるほどのものかという、そうではないのではないかというのが現状の認識であります。

それから、ホルモン剤についてのお尋ねですけれども、ホルモン剤につきましては食品衛生法の残留医薬品の規制の中で基準値を設けています。基準値以内のホルモン剤を含む牛肉については、もちろん流通していいということになるわけです。ただ、実際に輸入時検査で、例えば、合成型のホルモン剤が検出されるということはまずありません。やはり適切に使われているものであれば、基準自体は、要はバックグラウンドと我々は言っていますけれども、通常の生態の辺の範囲内であれば基本的に問題はないでしょう。ということで基準が考えられているわけですが、それを外れるようなものというのは、実際に見つかることはまずないというのが実態だということも、付け加えさせていただきたいと思います。

○山本（農林水産省） 農林水産省です。

安全管理について特に追加することはないのですが、トレーサビリティに関して若干情報提供をさせていただきますと、先ほど道野室長が言ったように、トレーサビリティ自体が安全確保対策ではない。ただ、何かあったときにトレースバック、トレースフォワードによるチェックをするときの有用なツールになるという位置づけのものと理解しております。

したがって、このトレーサビリティの有無も含めて食品安全委員会で評価を受けているわけでありまして、情報という意味ではOIE、国際獣疫事務局ですね。それがトレーサビリティを義務づけるとか求めるという状況でもありません。したがって、各国の管理実態に合わせて導入されている。

日本の場合は牛ですね。牛肉について、トレーサビリティを導入している。米国は今、

広く家畜全体に州を越えて移動するものについては、トレーサビリティを導入しようということによって準備をしているということで、いろいろ各国の実態に合わせた活用がされる制度であって安全管理措置そのものではないというのは、道野室長が今、説明したとおりの認識で私もいます。

○司会（食品安全委員会・篠原） ほかに、御質問はございますでしょうか。

それでは、そちらの女性の方、お願いします。

○質問者D 新日本婦人の会の浅井と申します。

まず一つ、質問というよりは、ぜひ皆さんに聞いていただきたいのは、やはり先ほどこちらの女性の方もおっしゃられましたように、全て危険を排除することはできないという前提から始まって、ある程度はいたし方ないというようなことをおっしゃったのですが、行政の役割とは何なのかということ申し上げたいと思います。

できる限り安全を求めて行うというのが行政の役割ではないのかと思うのです。仮にクロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんが発生したときも、いたし方なかったと言って言い逃れができるのかなと思います。

私が問題にしたいのはやはり非定型のBSEなのですが、非定型のBSEに関しては、研究がまだ未解明の部分が多いというふうになっております。以前に食品安全委員会プリオン専門調査会の委員を務められました山内一也さんが、その非定型BSEでは筋肉、つまりロースやばら肉など食肉の部分からも感染性が確認されています。これまでの特定危険部位として除去する安全対策が通用しないというふうにおっしゃられています。脳の延髄を対象にした迅速検査では見逃す可能性があるということで、やはり安全対策、今この段階で緩めてしまっているのかというふうに私は危険を感じています。日本の非定型BSEも、全頭検査の中から発見されました。決してよたっではありませんでした。けれども、全頭検査のすばらしさ、それによって私たち消費者が安全に食べることができたという事実を重く受けとめていただきたいと思います。

○姫田（食品安全委員会） BSEに関しての牛肉だけではなくて、全ての食品にリスクは

あります。そのリスクをできる限り下げたいこうというのが、行政であり、リスク管理であり、あるいはまた食品産業、生産者の皆さんも含めてリスクをどう下げたいこうかということだと思います。当然その中には、例えば、サルモネラ汚染だとかO157とか、こういうものもあります。これは現在サルモネラとかO157、大体年間10人前後、10人弱かもしれませんが、の方が亡くなっております。そういうものをどう下げたいこうかということ、を、しっかりやっていかないといけない。でも、それをゼロにできるかという、なかなかそれをゼロにするということは難しいことだろうと思っています。

BSEについても、今、申し上げたように検査をするということよりも、まず一番大事なのは特定危険部位をしっかりと取り除くということ。そして、その前にまず国内外のいわゆるBSEの患畜を減らすということ。これが基本です。それが今まで結果として現在の発生頭数、昨年で12頭ですけれども、国際的に飼料規制を強化することによって発症が抑制されてきた、あるいはほぼ撲滅されかけた病気であるということは御理解いただきたいと思っております。それをSRMで取り除くことによって、食卓に非常にリスクを下げて安全性を上げてお届けするというようになっているということでございます。

非定型ですけれども、先ほどの繰り返しになりますが、まず非定型については、日本の23カ月齢を除いて世界で6歳以上で全部発症しているということ。きちっとそれらの部位を取り除く。現実にもし筋肉まで出てくるような状況になった場合というのは、もう既に発症している状態なのでそれについては全頭食べられないだろう。

もう一方で現在のところは高齢牛を検査しておりますので、高齢牛は確実に非定型の、検査も確実にということはないですが、検査によってかなりの部分が取り除かれると考えられるということでございます。

それから、先ほど23カ月齢については、本当は牛よりもよくうつるマウスを使っているのですけれども、牛から牛でも伝達性が否定されたので、それが若齢の23カ月のと同じタイプのものであれば、人にうつる可能性というのは極めて低いと考えられるということ、御説明したとおりでございます。

○司会（食品安全委員会・篠原） ほかに、補足はよろしいですか。

ほかに、御質問ございますでしょうか。

では、真ん中の青いベストの男性の方をお願いします。

○質問者E パルシステム連合会の原と申します。

先ほどから非定型のことについて意見が出ているのですが、どうも回答とかみ合っていないのですけれども、非定型についてはまだいろいろわからない点が非常に多いということが現時点で言えることだと思うのです。たった一つの日本における感染結果だけで、うつらないというようなことを言うことは甚だ不適切だし、延髄で検査できないものが若齢で今まで見つかるわけがない。日本の場合にはたまたま全頭検査で見つかったものなので、奇跡的に見つかったということではないか。非定型についてわからないことについて、今後、まだわからないことがいろいろわかってくるかもしれないので、もう少し予防的な対策をとるつもりはないのかというのを一つ伺いたいと思います。

もう一つ、米国の飼料規制、2009年になってようやくSRMを規制のところに加えたというぐらいで、非常に今でも不十分にすぎると思うのですが、そういった管理のところを本当に同列に同じ規制の緩和でいいのかどうか。それに関して、前に伺ったときに米国で農場に抜き打ち検査に行こうと思うと、撃ち殺される可能性がありますというような話もちよっと聞いたのですけれども、本当にアメリカでちゃんと規制が遵守されているということをどうやって確認をされているのかということを伺いたいと思います。今回の食品安全委員会の評価というのは、規制が遵守されているということを前提にして評価されたものだと思いますので、そのところをきちんとどうやって検証をされたのかというのを伺いたいと思います。

○司会（食品安全委員会・篠原） 最後となりますが、非定型の関係でまずお願いできますか。

○姫田（食品安全委員会） 非定型については申し上げたとおりです。

もう一つは非定型、日本で2頭出ていますが、1,000万頭余りの検査をした中で2頭。

ヨーロッパではフランスで二十何頭でていますけれども、これも1千万頭以上検査した中での頭数でございます。そういう意味では、非定型の発症率というのは現在においては非常に低いということ。

それで、わからないことばかりだからとめろということをおっしゃっているのかもしれませんが、もしわからないことであれば、今、科学的には定型の話というのはほぼ終わりにかけているわけなので、非定型のほうに科学的な重点を置いてさらなる科学的知見を取りまとめていくということが重要になってくるかと考えております。

ただ、非定型そのものについて言うと、申し上げたように6歳以上の牛からしか確認されていないという状況の中、あるいは現在の発症頭数から考えると、非常にリスクは低いという状況になっていると我々は考えている次第でございます。

それから、当然現地で確認というのは、後で農林水産省なり厚生労働省のほうからお話があると思いますけれども、一つの国が出してきた書類について、それぞれについて正しいと考えて評価するというのがお互いにあるとあって、我が国が海外へ輸出する場合も当然我が国のデータを信用して海外は評価してくれます。それと同じように、我が国も当然外国が出したデータについて、信用して評価するというのが基本でございます。

それともう一つは、我が国から輸出するものについての査察が行われているし、逆にこちらの厚労省の人も今でも査察に行っているというのも事実でございます。

○道野（厚生労働省） 管理関係について、少し追加、補足いたしますと、まず遵守状況に関しては、米国を例に挙げれば、飼料規制に関しても、FDAのホームページでかなり検査の件数だとかどういう違反があったかとか、そういったことについても公表されておりますし、そういったところを今回の評価というか、諮問に際しては農林水産省さんのほうに御協力をいただいて、そういったものを含めて食品安全委員会にも提出をしています。

その中で、要は規制が機能していないという評価ができるような内容ではないと考えていますし、と畜場につきましても、現行、対日輸出できると畜場に関しては、米国の国内規制も含めて過去にどういう違反があったのかということについても、毎年、年次ごとに

査察に行く。査察に行くのはもちろん抽出して行くわけですが、関係の全施設についての状況については、私どものほうでも米国側から資料の提供を受けて確認をするというようなこともやっています。そういった中で、遵守状況が特にひどいということはちょっと考えにくいと思います。

それと、規制なのでですから違反があるのは普通のことで、国内だって日本の食品衛生法に違反する事業者の方はいらっしゃいますし、だからこそ規制が必要なわけです。問題は違反があったときに、その原因究明なり再発防止なり、それは食中毒でも同じですが、そういったことがきちんと図られていくということが、もちろん起こらないに越したことはないけれども、違反があったときにはそれは再発しないようにきちんと対処していく。そういうシステムがきちんと機能しているということが、最も重要ではないかと思います。

○山本（農林水産省） 重複しますので詳しくはいいませんが、飼料規制の内容、米国の管理システム、それと遵守状況、それらを含めて食品安全委員会の専門家が評価されたのだと思います。

農林水産省も協力しながら、現地調査等も機会に触れて行って飼料規制等も見たりはしておりますが、基本的には米国がシステムとしてチェックして違反も摘発しているということ。

それとOIEの話からいきますと、飼料規制そのものは何をとめているかというと、反すう動物由来の物質を反すう動物に与えないという規制をしまして、その規制に基づいて前回も食品安全委員会が評価して、その後、米国では全ての家畜への給与を禁止するという追加措置を講じた。そういう中での今回の評価が行われたということで理解しております。

○司会（食品安全委員会・篠原） では、そちらの女性の方、お願いします。

○質問者F 東京都地域婦人団体連盟の飛田と申します。

今までのお話や会場の御発言等を拝聴しながら感じていることや、お尋ねしたいことがございます。

まず、リスク管理の問題ですけれども、例えば、先ほど姫田様はアメリカでは死んだ牛とかへたり牛を対象としているから、それだけ十分な管理ができるとおっしゃいましたが、私の記憶違いでしょうか。年間4万頭程度を対象として、その種の牛を探してチェックするという2段階えになっていまして、全頭それを行っているということでは事実関係はないと思います。

それからもう一点、飼料規制に関しましても、先ほど来、確かに世界的にも皆さん努力されたことによって、数値が下がってきたことは大変喜ばしいことなのではございますけれども、しかしながらアメリカの場合、工場でいかに牛と豚と鶏とが分離された飼料をつくられていても、その飼育段階における状況というのはまた別途、もう一つリスクがあるわけです。そこでのコンタミネーションというか、そういったことがあり得るわけですね。それが、カナダにおいても確かに飼料規制は始められていますけれども、BSEの潜伏期間を考えますと決して十分とは言えないと私は思っております。

それから、世界各国の通例として、外国から来たデータをどのように受け取るかというお話もありました。しかし、アメリカのことを考えてみますと、輸出が再開されてからも何度も何度も日本との約束事を破り、たしか17回破っています。そして、ことしに入ってから5回以上、私が調べた4～6月でも5回ぐらい通達のような形で取り扱いについてということが、各検査所のほうに出されている現状です。

申し上げたいこと、長くなりましたけれども、まず信頼できる管理がなされているかどうか。先ほど30カ月齢の歯のお話も出ましたが、そのこともしっかりでございます。

それから、先ほど来、出ている非定型の問題です。日本では全頭検査をしたからわかったわけですね。

○司会（食品安全委員会・篠原） すみません。手短にお願いいたします。

○質問者F はい。もう間もなくやめます。すみません。

あのときに私もこの問題は重要な食卓の問題と思っておりましたものですから、ずっとこういう会議にも出させていただいたのですけれども、そのときの状況というのは非常に

非定型の検体が少なかった。それをみんなで分け合ったので、実際、正確な検査ができるかどうかの問題もあったというような御発言を確かに聞いております。このことを私は長いこの間の活動の中で記憶しているものですから、そのあたり御見解を伺わせていただきたいと思います。

もう一つ申し上げたいことは、リスク評価機関である食品安全委員会は、本当に評価機関としての独立性を保っておられるか。人事的な問題についても、私どもが当初願っていたものとは異なるような状況でやっておられると思っております。管理機関の方が3名並んでいらっしゃるような印象を持っておりますが、これはまことに失礼な物言いでしょうか。

ありがとうございました。

○道野（厚生労働省） それでは、私のほうからまず答えさせていただきたいと思いますが、アメリカサイドでの現行の対日輸出条件の遵守状況についてどうかということが、まず一つお尋ねだと思います。

御指摘のあったとおり、平成17年の12月以降といいますか、半年間とまってその翌年の7月以降と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、それでの混載事例というのは昨年11月を含めて16例です。昨年の発生はこの1例のみです。検疫所に昨年1年間で通達は、多分おっしゃっているとおり5回ぐらい出ているかもしれません。それはどうしてそういうふうになっているかというと、要は問題のない輸入件数を施設ごとにチェックをしていて、ふえてくれば検査頻度を落とすわけです。逆に混載を1回やったとなると振り出しに戻るでまた厳しい検査の対象になっていくということで、その遵守状況に合わせて検査をしているので、多分その遵守の履歴がよくなってくると、ここの検査施設はCランクからBランクに上がったというような通知もあるので、そういったことも含めて言えば5回ぐらいの通知が実際に出ていたと思いますけれども、混載事案としては昨年は1例ということです。その前の年、23年は3例です。それから、21年が2例、20年が5例というような状況です。

先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、やはり対日輸出基準というのは、ほかの国が要求していないレベルのものであることは、確かに事実なのですね。20カ月齢以下と証明ができる牛の割合というのは、大手の食肉処理施設であればおよそ全体の2、3割ぐらいなのです。だから、ほかの七、八割は対日輸出基準に適合しているということが証明できないので、実際には適合しているものもあるのかもしれないけれども、証明ができなかったらしょうがない。そうすると、混載確率がかなりあるということです。

今回の見直しで通常の肉牛を専門にと畜していると畜場では、30カ月齢を超えると判断されるような牛の割合というのはほんの1、2%になります。高くても2%ぐらいになるということもあるので、今後のそういった遵守状況というのは、こういう不適格品の比率からいえばよくなるのではないかと思います。ただ、それについては日米間のこういった調整の中でも、基準の見直し以外の話として輸入検査、特に混載事例があったらその施設からの輸入というのは全部ストップしてしまう。それは日本側の事業者もかなり影響が大きいし、アメリカ側の事業者も影響が大きいということで、何とか見直しができないか、というようなこともあったのですけれども、それはあくまで我々としては、新基準での遵守状況をきちんと評価した上でそれは検討すべき問題でしょうということで、先ほどの説明の中で、説明資料の中には書いてあったのですけれども、実際に説明をするときにちょっと飛ばしてしまったので、念のため御説明しておきます。輸入時での検査も現状と同じように一定期間は続けた上で、アメリカ側の対日輸出基準の遵守状況について、きちんと評価をしていきたいというふうに考えています。

○姫田（食品安全委員会） 先ほどの非定型のお話ですけれども、非定型と21カ月両方なのですが、科学というのは、それを1人の科学者が検査しても、それを国際的に認めるのは他の全然関係のない方が追試するというのが基本です。ですから、そのために延髄門部を提出してくださいということをお願いしたら、もうないと言われたので残念ながらできなかったというお話をした記憶がございます。

あと、通常はそういう延髄門部ではなくて脳全体をいつもこういう試験にはホモジネー

トとして、それを食べさせたりあるいは脳内注射したりしているので、脳全体をホモジネートとしたものをウシ型マウスに注射したということなので、それは延髄門部ではなくて脳ですので、御理解いただけるかと思います。

それからもう一つ、特に私のことだろうと思うのですが、例えば、EFSAでも通常、各国のリスク管理機関あるいはリスク評価機関からそれぞれ人が来て相互に交流しております。

もう一つは私どものほうで実際のリスク評価そのものをされるのは、私どものいわゆる職員ではなくて、私どもはリスク評価の資料を整えたり全体の調整をするお手伝いをしているわけなので、これはサイエンティストの方々、ほとんど大学の先生とか国立の試験研究機関の先生方がリスク評価されているということです。

独立性というのは食品安全委員会がリスク管理機関と距離を置きなさいということではなくて、むしろそちらに座っていらっしゃる食品産業の方々と仲よくしてはいけないということが基本だろうと思いますし、しっかりとリスク管理機関から情報をとってリスク管理がどういう状況で行われているかということを知って、それをまた先生方にお伝えするというのが我々事務局の仕事で、私は局長ではなくて、事務局長と書いてあるのはそういう意味での事務を取り扱うところの仕事だということを御理解いただきたいと思います。

ですから、リスク評価の総帥という意味では、食品安全委員会の委員長なり委員の方々がいらっしゃるので、そちらのほうだと御理解いただければと思います。

○司会（食品安全委員会・篠原） 飼料管理の関係で、農場段階でのという話はどうなりますか。

○山本（農林水産省） 飼料規制の農場でのコンタミというような話がありました。可能性は否定できないというのが答えになると思います。大規模なフィードロットでそういうことはまずない。牛だけ飼って商業的にやっていますから。ただ、小さいところも含めれば、農場でのコンタミというリスク、それに着目したのが今回の米国の飼料規制の強化で、2009年、3、4年前に全ての動物種及びペットへの30カ月を超える牛の脳、せき髄等を含

む飼料の給与を禁止したということ。それが先ほどの資料にあった飼料規制の強化の内容です。そこも含めて、今回、専門家による評価がなされたということでございます。

○司会（食品安全委員会・篠原） ほかに、御質問等ございますか。

では、真ん中の男性の方、お願いします。

○質問者G 私は、愛知県の乳肉複合農家の鈴木忍でございます。

先ほど来から道野先生のお話の中に再々歯列の話が出てきたわけですが、私も微力ながら45年間牛飼いをやってきまして、牛にいかに個体差があるかというのは十分わかっているつもりです。そういう事例の中で、レジュメの中にもありましたように30カ月というと、やはり先生も個体差があるとおっしゃっているわけですね。そうだとしたら、24カ月というパターンをとるとするならば、間違いなく問題はないわけですね。どうして24カ月という選択肢がなかったのかというのが1点、どうしてもできることならお聞きしたい。

それからもう一点は、レジュメの最後に国民への説明会ということです。きょう東京でありますね。24日に大阪であります。先ほど司会者の方からインターネットで流すという事前の御説明も拝聴いたしておりますが、ちょっとこれだけでは十二分な国民への説明ができたのかという懸念もあるわけですね、いかがでしょうか。

○道野（厚生労働省） まず、歯列で30というふうに置いたことについては、先ほども御説明をいたしましたけれども、やはりBSE対策というのは、歯列を使って30カ月で判断をするということはグローバルスタンダードになっている。

24でということは、なかなか歯列を使いにくいということがあって、要は見間違いというよりは、30カ月齢以下というふうに30カ月齢を超えるものを見誤るリスクをどう考えるかということなのだと思います。先ほど申し上げたとおり、若い30カ月より低い牛のグループで見分ける限りにおいては、これは問題ないということだと思います。上で見分けると、それはもちろんおっしゃるような御指摘があるので、少なくとも今アメリカで、私のほうから確認したところ、30カ月齢を実際に肥育等、廃用牛も含めてですけれども、扱っているところもしくは扱っているシフトで、現在、歯列を使って判断しているところはな

い。みんなそれは30カ月齢を超えるものとして管理している。もちろん数が多いですから分けるということはかなり大変なことですし、やはり実際にはそういうことはやっていないのが実情というふうに聞いています。

それから、あと説明会の回数の問題だと思います。諮問をする前におきまして、東京と大阪については実際にこのような形で開催させていただきました。今回、2回あるわけですが、すけれども、ちょうど時期的に輸入に関しては、これは輸入食品監視指導計画というのを毎年度作成をして、パブリックコメントをとったり意見交換会をやって、それで年度初めに施行する。25年度の輸入食品監視指導計画も、意見交換会が1月の終わりから2月上旬にかけて予定をしております。その中でも牛肉に関してはBSEの問題というのはやはりトピックですので、その中でもあわせて説明をさせていただきたいと考えております。

○姫田（食品安全委員会） 切歯の話なのですけれども、切歯30カ月齢が第2切歯が出てくるタイミングではなくて、平均値は25カ月齢ぐらいなのです。それでも、それを25カ月齢ぐらいで出てくるものも全部、出たら30カ月にしてしまうということなので、かなり安全サイドに振って30カ月齢と言っています。だから、半分ぐらいが出てしまうということではなく、当然、個体差あるいは品種間差というのは考えた上で、出たところを全部30カ月齢にしまおうということです。

実際に現実的にはアメリカの場合、出荷月齢自身が20カ月齢前後です。それで日本と違って、自然交配なので大体みんな春に生まれた子なので、年齢は大体わかっているというようなことが基本的な状況だろうと思っております。

それから、今、道野室長からもお話ありましたように、私どもはリスク評価した後に何回かこういうような形で説明会をさせていただき、その後、各都道府県、市町村、あるいは団体の方々からお声がかかれば、講師を派遣してお話しさせていただいておりますので、今後とも私ども、あるいは厚生労働省、農林水産省にお声かけいただければ、やること自体にやぶさかではございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○道野（厚生労働省） 輸入ばかりに頭が行っていて申しわけありません。

国内措置を含めて、今後、そういった関係者の方、一般の方に御説明をし、理解していただくということが非常に重要でありまして、特に全頭検査の見直しということもあるわけですから。

そういった意味で、前回17年度のときは国のほうで各自治体、都道府県を回ってということをやったのですが、結果としてみれば、結局なかなか理解が進まなかったということがあります。

やはり厚労省の審議会の中でも指摘があるのは、その地域、地域、要するに、その都道府県の中でもそういった説明機会というのをしっかり設けていただいて、関係者の方、一般の方に御理解いただくということが非常に重要だということがあります。そういったことで、私どもも地方自治体の担当者の方に集まっていまして、今回のリスク評価の結果についての説明であるとか、今後のこういった管理措置の変更の内容であるとか、そういったことについても機会を設けて説明をし、また、説明を受けた都道府県の職員の方に、戻って地域でやはりそういった説明をしていただくということをお願いをしております。もちろん我々のほうから職員が派遣できるチャンスがあれば、そういった対応も現に今も計画もありますし、そういったことで地域の皆さん、一般の方々にも輸入措置だけではなくて国内措置についても十分に御理解をいただくように対応していきたいと考えています。

○司会（食品安全委員会・篠原） こちらの一番端の男性の方、お願いします。

○質問者H 化製業関係なのですが、今回のSRMの見直しで30カ月以下の扁桃以外の頭部あるいは脊柱などの利用が可能になるわけなのですが、現在、牛由来の肉骨粉とか畑の肥やしの肥料のほうとか、取り扱いを規制されているわけであるのですが、この肥料の解禁とかそういった流れが今後あるのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○司会（食品安全委員会・篠原） では、農水省からお願いします。

○山本（農林水産省） 肥料あるいは飼料、いろんなほかの用途への利用ということかと思えます。それにつきましても、そういう検討を進めるにはリスク評価をする必要がある。

食品安全委員会が評価をする必要があるということです。今後、どういうことが可能かということを検討するということで、具体的に何か決まっているわけではありません。

もう一つ、農林水産省の立場からいきますと、OIEで今、日本は「無視できるリスクの国」というのを昨年の秋に申請しています。2月にはOIEで科学委員会で審議を受ける。ことしの5月のOIE総会の場で「無視できるリスクの国」についての、要は認定を受けるかどうかという評価が最終決定するわけです。いろいろな状況も踏まえながらどうするか考えていく必要があると思っておりますので、現段階で具体的にスケジュールとか何についてということまでは言える状況にはないと思います。

○司会（食品安全委員会・篠原） すみません。予定した時間となりましたが、先ほど2名手を挙げておられましたので、そちらの2名で最終的な質疑とさせていただきたいと思えます。

それでは、まず、後ろの真ん中、男性の方をお願いします。

○質問者Ⅰ 企業経営をしております。

今回の見直し、賛成でございます。

理由は2つございます。全頭検査は、2001年、確かにあのときは政治的な判断でやられたことは評価しています。ただ、世界的にも先ほどから説明があるように、BSEのリスクはだんだん減ってきてヨーロッパでも全頭検査をしている国はございません。過去においても現在においても、全頭検査をしているのは日本だけなのです。日本の国は決して財政がたくさんあるわけではないので、そういう予算は速やかにほかの財源に振り当てていただきたいというのが1点でございます。世界では、BSEのリスクはないというふうに言われているのが現状でございます。

第2点、日本の生産者の方も先ほど説明がありましたけれども、和牛が今、海外で非常に人気を得ています。アメリカにおいても輸出されています。認定工場も設けています。日本はオーストラリア、メキシコ、いろんな国から安くおいしい牛肉を輸入しています。ぜひ我々もおいしくて安い牛肉を食べさせていただきたいと思えます。国民に選択権を与

えていただきたいと思います。どんどん輸入してどんどん輸出をする。そういうふうにしたほうが、私としてはいいと思います。

以上です。

○司会（食品安全委員会・篠原） 御意見ということでお聞きしたいと思います。

続けて、もう一名、こちらを最後とさせていただきます。

○質問者 J あいち知多牛推進協議会の大岩智といいます。

先ほどOIEの貿易基準のところで、いろんな貿易基準としてはこうですからというお話がありましたが、アメリカのBSEの検査体制としては全頭出荷頭数の1%しかしていないと聞いております。日本に輸出するのに、OIEの基準としてはBSEの検査というのはないものでしょうか。できれば、30カ月に上げるのであれば、もう少し検査量をふやすとかいう要望も出せるのではないかと思うのですが。

○道野（厚生労働省） 国際基準で申し上げると、今回、諮問して答申があった日本も含めて5カ国、アメリカ、カナダ、フランス、オランダ、いずれもOIEの評価では「管理されたリスクの国」、要はランキングで言えば、先ほどちょっと山本さんからありましたけれども、「無視できるリスクの国」「管理されたリスクの国」、それから「不明の国」と3ランクあるわけですが、真ん中なのです。

国際基準としてはもともとそういった「管理されたリスクの国」から日本で言う全頭検査ということは求める必要がない。そういったことを国際基準としては要件にはしていないことになっているのです。結局、飼料規制が適切にできているのか。一定のレベルなのか。それから、サーベイランスが一定のレベルなのか。そういったことも含めて評価して「管理されたリスクの国」にランクされているわけです。そのトータルでの評価での安全性、その国でのリスクのレベルというのをはかっているわけなので、その中で今回の食品安全委員会の評価としても、30カ月齢以下についてはその現状のリスクを前提として評価をしていただいて、こういった結果をいただいたわけですので、リスク管理機関としてはそれに沿って対応するということであります。

ただし、今後もこういった輸出国に関しては、そういったリスク管理、飼料規制もあればサーベイランスもあります。と畜場のそういった措置もありますけれども、そういったものの基準の変更だとか実施状況については、農林水産省の協力もいただいてしっかりとフォローしていくということは続けていこうと考えております。

○司会（食品安全委員会・篠原） それでは、予定しておりました時間となりましたので、ここで質疑応答を終了したいと思います。皆様、どうも熱心な御議論をありがとうございました。

本日いただきました御質問、御意見などにつきましては、関係省庁で共有させていただきます。きまして今後の参考にさせていただきます。

時間の都合上、御発言いただけなかった方もいらっしゃるかと思います。大変申しわけございませんでした。

これで、本日の説明会を終了します。円滑な進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

最後でございますが、お渡ししております資料の中にアンケート用紙があらうかと思えます。ぜひとも御記入の上、出口の回収箱にお入れいただきますよう、お願いいたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。恐れ入りますが、会場の都合もございますので、速やかな御退場に御協力をお願いいたします。